

六管区水路通報第47号

令和6年11月29日 第六管区海上保安本部

【目次】		
第474項	瀬戸内海	備讃瀬戸、北木島北方・・・・・・・・・・・・・・灯台光達距離変更
第475項	瀬戸内海	備後灘、走島南岸・・・・・・・・・・・・・・・・灯台光達距離変更
第476項	瀬戸内海	尾道糸崎港、松永湾・・・・・・・・・・・・・・灯付浮標復旧
第477項	瀬戸内海	三原瀬戸、佐木島西方・・・・・・・・・・・・・・灯台光達距離変更
第478項	瀬戸内海	呉港、呉区・・・・・・・・・・・・・・・・・・係船浮標撤去作業
第479項	瀬戸内海	広島港、似島東岸・・・・・・・・・・・・・・防波堤築造工事
第480項	豊後水道	宇和島港・・・・・・・・・・・・・・・・・・掘下げ作業等

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

〇水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji 6kan.html



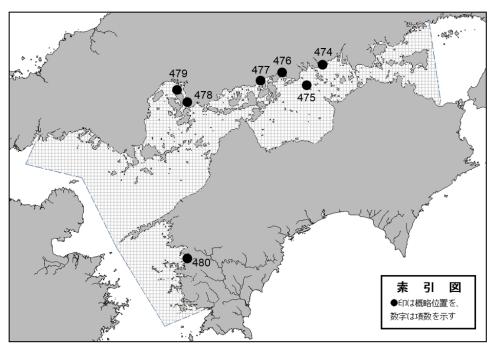
- ◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。
- ◎ この通報はインターネット、電子メール(インターネットで登録)で配信しています。 また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアト・レス https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項(航路標識の異変、航路障害物の存在等)及び水路図誌の内容と相違する事柄に 気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



★6年474項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸、北木島北方

六管区水路通報6年43号420項削除

名 称 正頭港一文字防波堤南灯台 位 置 34-27.9N 133-33.5E

光達距離 5海里

海 図 W1116-W137B-JP137B-

W153-JP153

参照書誌 4 1 1 4288.6番

出 所 第六管区海上保安本部



灯台光達距離変更

★6年475項 瀬戸内海 一 備後難、走島南岸 灯台光達距離変更

六管区水路通報6年43号421項削除

名 称 走港浦友新防波堤灯台

位 置 34-20.3N 133-26.3E

光達距離 5海里

海 図 W130-W1118-W153-JP153

参照書誌 4 1 1 4412.6番 出 所 第六管区海上保安本部



★6年476項 瀬戸内海 - 尾道糸崎港、松永湾 灯付浮標復旧

六管区水路通報6年45号448項削除

位 置 34-24-40N 133-14-59E、赤色灯

海 図 W119-W114

出 所 尾道海上保安部



★6年477項 瀬戸内海 - 三原瀬戸、佐木島西方 灯台光達距離変更

六管区水路通報6年43号422項削除

名 称 須波港須波東防波堤南灯台

位置 34-21.6N 133-05.1E

光達距離 5海里

海 図 W1117-W114-W103-W1118-

W153-JP153-W1108-JP1108

参照書誌 4 1 1 4475.5番

出 所 第六管区海上保安本部



★6年478項 瀬戸内海 ― 呉港、呉区 係船浮標撤去作業

期 間 令和6年12月10日(予備日11日~18日)の日出~日没

区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-14-04N 132-31-47E
- (2) 34-13-57N 132-31-52E
- (3) 34-13-54N 132-31-48E
- (4) 34-14-01N 132-31-41E
- 備 考 (1) 作業船のアンカーワイヤーが水面下5mを示す 黄色灯付浮標を設置
 - (2) 潜水作業を伴う
 - (3) 警戒船を配置

海 図 W1109-JP1109

出 所 呉港長



★6年479項 瀬戸内海 一 広島港、似島東岸 防波堤築造工事

六管区水路通報6年36号364項削除

期 間 令和7年1月20日まで(予備日を含む)の0800~1700

区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-18-21N 132-26-18E(岸線上)
- (2) 34-18-20N 132-26-25E
- (3) 34-18-17N 132-26-25E
- (4) 34-18-17N 132-26-17E(岸線上)

備 考 (1) 潜水作業を伴う

(2) 警戒船を配置

海 図 W1112A-JP1112A-W142-JP142

出 所 広島港長



★6年480項 豊後水道 ― 宇和島港 掘下げ作業等

六管区水路通報6年44号444項削除

期 間 令和7年2月28日まで(予備日を含む)の日出~日没

1. 掘下げ作業

区域 1 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 33-13-17N 132-33-07E(岸線上)
- (2) 33-13-21N 132-33-10E
- (3) 33-13-17N 132-33-16E
- (4) 33-13-10N 132-33-18E
- (5) 33-13-09N 132-33-12E(岸線上)

備 考 (1) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置

- (2) 夜間、作業船は区域内に停泊する
- (3) 汚濁防止膜を設置
- (4) 警戒船を配置
- 2. 瀬取り作業

区域2 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 33-13-21N 132-32-58E(岸線上)
- (2) 33-13-23N 132-32-59E
- (3) 33-13-21N 132-33-06E
- (4) 33-13-19N 132-33-05E(岸線上)

備 考 (1) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置

(2) 警戒船を配置

海 図 W138

出 所 宇和島海上保安部

